令和7年国勢調査実施計画(案)

第1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

第2 法的根拠

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」(国勢統計を作成するための調査)として実施する。また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令(昭和55年政令第98号)、国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)に基づく。

第3 調査の時期

1 調査の基準時

調査は、令和7年10月1日午前零時現在によって行う。

2 実地調査の期間

調査は上記1に掲げる日時を基準として、下記の日程で行うこととする。 (調査員)

ひ 担当調査区の確認 : 9月17日 (水) ~ 9月19日 (金)

○ オンライン調査回答用 I D : 9月20日(土)~9月30日(火)

及び調査票(紙)等の配布

(世帯)

○ オンライン回答期間 : 9月20日(土) ~10月8日(水)

③ 調査票(紙)の回答期間 :10月1日(水)~10月8日(水)

(調査員)

可調査票(紙)の当初回収期間 :10月1日(水)~10月8日(水)

3 調査票の提出状況の確認 : 10月9日(火)~10月16日(木)

③ 調査票(紙)の未提出回収期間 :10月17日(金)~10月27日(月)

3 調査票(紙)の督促回収期間 :10月17日(金)~10月27日(月)

第4 調査の対象

1 調査の地域

調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除 く地域において行う。

- (1) 歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 調査の範囲

(1) 調査の対象

調査の対象は、調査時において、我が国に常住する期間が引き続き3月以上に渡ることとなる者とする。

ただし、次の者は調査の対象としない。

- ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を含む。)
- イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族
- (2) 調査の場所(人口の帰属)

常住する場所で調査することとしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所で調査する。

- ア 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第124条 に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- イ 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者は、 その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関 わらず自宅
- ウ 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者は、その生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
- エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は 当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、 その基地隊本部)の所在する場所
- オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院

第5 調査事項及び調査票

1 調査事項

調査票により、次の項目を調査する。

- (1) 世帯員に関する事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 男女の別
 - (ウ) 出生の年月
 - (エ) 世帯主との続柄
 - (オ) 配偶の関係
 - (カ) 国籍
 - (キ) 現在の住居における居住期間

- (ク) 5年前の住居の所在地
- (ケ) 就業状態
- (コ) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (サ) 仕事の種類(職業)
- (シ) 従業上の地位
- (ス) 従業地又は通学地

- (2) 世帯に関する事項
 - (ア) 世帯の種類

(ウ) 住居の種類

(イ) 世帯員の数

(エ) 住宅の建て方

2 調査票

基本となる調査票はA4判変形・両面記入様式の光学文字認識(OCR)帳票で、 1枚に4名まで記入できる設計とする(調査票様式は別紙1を参照)。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式とし、世帯人員19名までの一般世帯がパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答できる設計とする。

なお、基本となるOCR調査票や電子調査票を補完するため、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『外国語調査票』(27言語)及びExcel調査票を用意する。

第6 調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、 令和6年10月1日現在で令和7年国勢調査調査区を設定する。調査区は、原則として1つの調査区におおむね50世帯が含まれるように構成するものとする。

2 調査の流れ

調査は、総務省一都道府県一市町村一国勢調査指導員(以下「指導員」という。) - 国勢調査員(以下「調査員」という。)の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者に業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者に委託して実施することができるものとする。

3 関係者の役割

(1) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力 依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

(2) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の把握と調査員への伝達、調査書類の審査、『市町村要計表』の作成等の事務を行う。

また、調査事務を委託した事業者に係る調査実施上の指導を行う。

(3) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の伝達、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

(4) 調査員事務を受託した事業者

調査員事務を受託した事業者は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

4 調査の方法

(1) 基本的な方法

調査は、オンライン回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して設定する方法により実施する。

ア オンライン調査回答用 I D及び調査票の配布

調査員又は民間事業者(以下「調査員等」という。)は、オンライン調査回答 用ID及び調査票を世帯に配布する。

イ 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に先行して、国勢調査専用のオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)にアクセスし回答することができる。また、10月1日以降は、オンラインシステムのほか、郵送により提出又は調査員へ提出する方法のいずれかを選択し、回答する。

ウ 調査票の取集

調査員等が世帯から調査票を取集するほか、郵送により世帯から調査票を取集する。

また、世帯がオンラインシステムを利用して回答する場合には、市町村職員がオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の取集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力 を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

(2) 特別な地域における方法

自衛隊地域、矯正施設地域、学生寮・独身寮のある地域、外国人居住者の多い地域や、旅館・ホテルの長期滞在者、夜間又は24時間営業の店舗(インターネットカフェなど)に寝泊まりする住居不定者等については、それぞれの特性に応じた方法によって調査を行う。

5 報告の方法

報告は、世帯主(世帯の代表者を含む)又は世帯員が調査票に記入し、調査員等の質問に答え、調査票を調査員等又は総務省に提出することにより行う。

第7 結果の集計及び公表

1 結果の集計

集計は、総務省において別紙2に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同センターが当該業務を行う。

2 結果の公表

(1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、翌年5月までに、「人口速報集計」として公表する。その後、別紙2の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットで利用する方法等により公表する。

(2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数については、翌年 5月までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数及び 世帯数(確定人口及び世帯数)については翌年9月までに、それぞれ官報に公示す る。

第8 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりとする。 なお、保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄する。

調査書類名	保存期間	保存責任者		
調査票	3年間	総務省統計局長		
調査票の内容(氏名を除く)が 転写されている電磁的記録	永年	同上		
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長		
調査区要図	同上	同上		
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長		
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事		
結果原表又は結果原表が転写さ れている電磁的記録	永年	総務省統計局長		

行

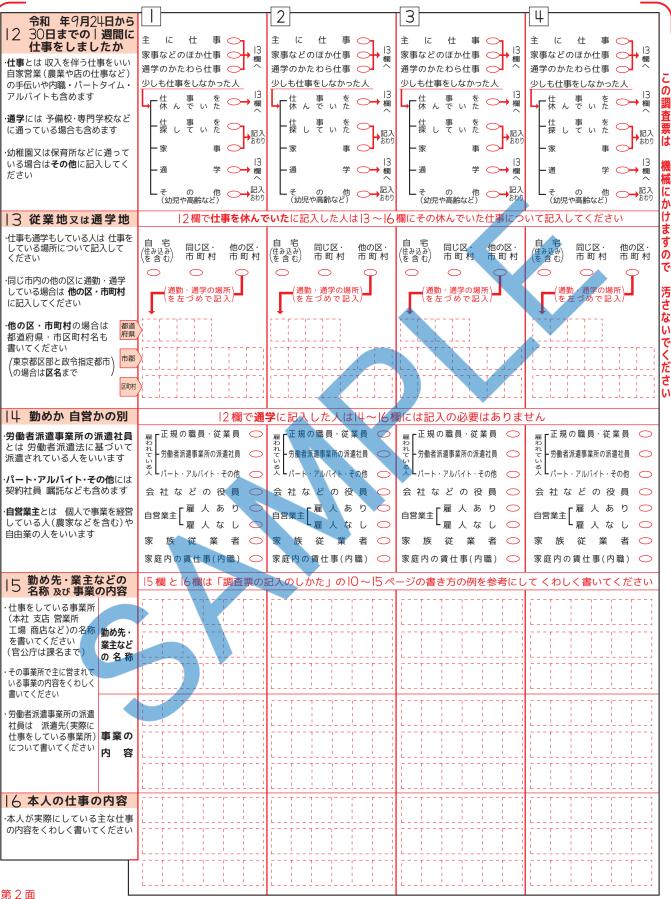
₩ - 5

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。 国勢調査調査票 **秘** 基幹統計調査 たて線|本 すきまをあける 数字は右づめに 令和 年10月1日 記入は必ず 1284567890 記入例 黒の鉛筆 又は ○ 記入を間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。 つきぬける 角をつける はねない シャープペンシルで ○記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。 雷話 ○ 数字を記入する場合は、わくの中に**右づめ**で書いてください。 (ボールペン不可) 番号 (わからないこ と<u>があった場合</u> 問合せに利用いたします 世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は | 枚目のみに記入してください) 世帯の種類 世帯員の数 総数 男 女 一般世帯 ふだん住んでいる人 病院·療養所 寄宿舎の 学生・生徒 人世帯 会社等の\ の社会施設 その他 の入院者 全員の人数を書いて 独身寮の入居者を含む の入所者 ください ത 記 3 住居の種類 ↓ 住宅の建て方 建物全体 住んでいる 会社等の 独身寮・ 寄 宿 舎 都市再生機構 給与住宅 の階数 階 数 民営の 住宅に の 持ち家 一戸建 🔘 共同住宅 (アパート・マンションなど) 市区町村営 (UR)・公社等 (社宅・公務) の賃貸住宅 の賃貸住宅 (員住宅など) その他 間借り 賃貸住宅 か その他 長屋建 (テラスハウスを含む) た ∐欄へ 5欄へ 世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください) を (氏名) (氏名) (氏名) 5 氏名及び男女の別 2 3 4 ・ふだん住んでいる人を b もれなく書いてください 男 🔘 男 🔾 女 て 世帯主 世帯主 又は の 子 配偶者 の父母 配偶者 又は の 子 配偶者 の父母 の父母 代表者 配偶者 6世帯主との続き柄 子 子 の 世帯主 世帯主の 配偶者 の父母 配偶者 の父母 世帯主 世帯主 子 の 世帯主 世帯主の 配偶者 の父母 配偶者 の父母 世帯主 世帯主 又は の 代表者 配偶者 世帯主の配偶者(妻又は夫)の 代表者 配偶者 W 祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ 祖父母・兄弟姉妹に含めます ゎ 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 姉妹 親族 の雇人 孫 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 姉妹 親族 の雇人 孫 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 姉妹 親族 の雇人 孫 祖父母 兄弟 他の 住み込み その他 姉妹 親族 の雇人 孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の 配偶者は兄弟姉妹に含めます ത 00000 00000 00 00000 7 出生の年月 明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 | 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和!西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 西暦 該当する元号又は西暦に記入した 記 うえで 年及び日を書いてください 年を西暦で記入する場合は 西暦年 年 の4桁を書いてください 未婚(幼児など) を含む) 配偶者 あ り ^{死別 離別} 配偶者 あ り 死別 離別 未婚(幼児など) 配偶を含む) あ 配偶者 配偶者 未婚(幼児など) を含む) 配偶者の有無 未婚(幼児など)を含む) 死別 離別 死別 離別 n ・届出の有無に関係なく記入してください \bigcirc 000 さ (国名). (国名)__ (国名)__ 9国籍 (国名)__ 外国 日本 外国 日本 日本 外国 日本 外国 ・ 国籍を記入し 外国の場合は 国名も書いてください ○ 現在の場所に 住んでいる期間 出生時から 出生時から 出 出生時から 出 出生時から 以外 出 出 10 20 io. 10 20 20 20 生 4 生 生 ・生まれてから引き続き現在の場所 玍 20年未満 20年未満 〇年未満 つ年未満 に住んでいる場合は 出生時から ħ١ * IJ ħ١ 未 IJ ħ١ 未 IJ 未 IJ ħ١ のみに記入してください 5 満 5 満 上 5 満 5 満 上 上 上 |欄へ ウラ側へ ウラ側へ ウラ側へ ウラ側へ ウラ側へ ||欄へ ウラ側へ ||欄へ ウラ側へ ||欄へ ŧ 5年前(令和 年10月1日) 現在と 同じ区·市 同 じ 町村内の 場 所 他の場所 現在と 同じ区・市 同 じ 町村内の 場 所 他の場所 現在と 同じ区・市 同 じ 町村内の 場 所 他の場所 現在と 同じ区・市 同 じ 町村内の 場 所 他の場所 にはどこに住んでいましたか .シッピ・外国 市町村 外国 他の区 外国 外国 外国 市町村 市町村 市町村 令和 年10月1日より後に生まれた 人については 出生後にふだん住んで /住んでいた場所を\ 住んでいた場所を (住んでいた場所を) 左 づ め で 記 入) 住んでいた場所を\ いた場所を記入してください めで記入 左づめで記入 左づめで記入 5年前に 同じ市内の他の区 に住んでいた場合は**他の区・** ਰਂ 市町村に記入してください 府県 他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も 市郡 書いてください 東京都区部と政令指定 区町村 都市の場合は**区名**まで ウラ側(第2面)も記入してください

第|面

1

記入欄



令和7年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

	集計区分	集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の 公表予定 ()は前回公表実績	結果の公表 及び 提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供			全数	全国、 都道府県、 市区町村	<u>令和8年5月まで</u> (令和3年6月25日)	インターネットを利 用する方法等によっ て公表。 人口は公表日に官報 に公示。
基本	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外 国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、 親子の同居等に関する結果				全国、都道府県、市区町村	<u>令和8年9月まで</u> (令和3年11月30日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって 大きの方法等で、報告 大力等基本集計の人 大口等基本集計の人 人口及び世帯数)確立 人口、世帯数)な公表後に官報に公示。
集計	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる 世帯等の産業・職業大分類別構成に関 する結果	大分類	大分類			<u>令和9年3月まで</u> (令和4年5月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用 する方法等によって 公表。おって、報告 書を刊行。
抽出訂	详細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に 関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、 都道府県、 市区町村	<u>令和9年11月まで</u> (令和4年12月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用 する方法等によって 公表。おって、報告 書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による 人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成と関する結果	分	大分類	全数	全国、 都道府県、 市区町村	<u> </u>	集計が完了した後、 インターネットを利 用する方法等によっ て公表。おって、報 告書を刊行。
	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	_	_	全数	全国、都道府県、 市区町村	令和8年12月まで (令和4年2月28日)	集計が完了した後、 インターネットを利 用する方法等によっ て公表。おって、報 告書を刊行。
移動集計	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大 分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国、都道府県、市区町村	<u>令和9年6月まで</u> (令和4年8月31日)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する 基本的な事項の結果	_	_	子 頁	町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ	データ等を活用して秘	集計が完了した後、 インターネットを利 用する方法等によっ で公表。
	就業状態等基本集計に関する 集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・ 職業大分類別構成に関する基本的な事 項の結果	大分類	分				
	従業地・通学地による人口・ 就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する 基本的な事項の結果	_	_				
	移動人口の男女・年齢等集計 に関する集計	5年前の常住地に関する 基本的な事項の結果	_	_				

^{1)「}産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。 2)「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。